

中央新幹線部会における審議事項

○静岡県環境影響評価審査会中央新幹線部会設置規程（抜粋）

（部会の審議事項）

第3条 部会は、審査会の審議事項のうち、中央新幹線建設事業に関する次に掲げる事項について審議するものとする。

- （1）事後調査報告書及び事後調査等の評価並びにこれを踏まえた事業者による新たな対応策に関すること
- （2）事業者又は地域関係者等から報告を受けた異常事象又は地域関係者等に生じた損害に係る事実関係の評価及びその対応策に関すること
- （3）条例第45条第5項の規定に基づく環境の保全のための必要な指導の要請の要否及び内容に関すること
- （4）その他知事が必要と認め審査会に諮問する事項（中央新幹線建設事業に係るものに限る）

○静岡県環境影響評価条例（抜粋）

（法対象事業事後調査計画書に基づく調査の実施等）

- 第 45 条 法対象事業者は、前条第 1 項の意見を勘案し、法対象事業事後調査計画書の記載事項に検討を加え、その結果に基づき調査を行わなければならない。
- 2 法対象事業者は、前項の調査を行ったときは、その結果を記載した報告書（以下「法対象事業事後調査報告書」という。）を作成し、知事及び法対象事業関係市町村長に送付しなければならない。
- 3 知事は、法対象事業事後調査報告書の送付を受けたときは、これを公表するものとする。
- 4 法対象事業事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の規定による公表の日の翌日から起算して 1 月を経過する日までの間に、知事に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。
- 5 知事は、法対象事業事後調査報告書の送付を受け、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該法対象事業に係る法第 22 条第 1 項の規定による送付を受けた者に対し、当該法対象事業者に対する環境の保全のための必要な指導を要請することができる。
- 6 前項の場合において、知事は、期間を指定して、法対象事業関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

○静岡県環境影響評価条例施行規則（抜粋）

（部会）

- 第 45 条 審査会は、必要があるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

○静岡県環境影響評価審査会中央新幹線部会設置規程

(部会の設置)

第1条 静岡県環境影響評価条例施行規則（平成11年静岡県規則第51号。以下「規則」という。）第45条第1項の規定に基づき、中央新幹線建設事業に係る事後調査等の結果等について審議するため、静岡県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に中央新幹線部会（以下「部会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中央新幹線建設事業 全国新幹線鉄道整備法第9条の規定に基づき認可された工事実施計画（変更認可後の計画を含む）に基づき事業者が静岡県内において実施する中央新幹線建設工事及びこれに附帯する事業
- (2) 事後調査等 事業者が自然環境保全協定及び事後調査報告書に基づいて実施する事後調査、モニタリング及び環境保全措置
- (3) 事業者 中央新幹線の建設主体かつ営業主である東海旅客鉄道株式会社
- (4) 事後調査報告書 中央新幹線建設事業の実施中及び実施後に、静岡県環境影響評価条例（平成11年条例第36号。以下「条例」という。）第45条第2項の規定に基づき、事業者が事後調査等の実施状況、実施結果又は当該実施結果を踏まえた対策の実施方針を記載して知事に送付する法対象事業事後調査報告書
- (5) 地域関係者等 別表に掲げる地域関係者その他の利害者及び環境の保全に関係のある者

(部会の審議事項)

第3条 部会は、審査会の審議事項のうち、中央新幹線建設事業に関する次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 事後調査報告書及び事後調査等の評価並びにこれを踏まえた事業者による新たな対応策に関すること
- (2) 事業者又は地域関係者等から報告を受けた異常事象又は地域関係者等に生じた損害に係る事実関係の評価及びその対応策に関すること
- (3) 条例第45条第5項の規定に基づく環境の保全のための必要な指導の要請の要否及び内容に関すること
- (4) その他知事が必要と認め審査会に諮問する事項（中央新幹線建設事業に係るものに限る）

(審議の開始)

第4条 部会は、前条に掲げる事項について知事から審査会に諮問されたときは、当該事項について審議するものとする。

(議事の結果の取扱い)

第5条 部会の議事において決した事項は、規則第45条第5項に基づき、改めて審査会に付議することを要しない。

2 部会長は、部会終了後速やかに、部会の議事の結果を審査会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は令和8年7月18日から施行する。

別表

区分	名称
地方自治体	静岡市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町
利水者	中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー静岡水力センター、大井川土地改良区、神座土地改良区、金谷土地改良区、大井川右岸土地改良区、特種東海製紙株式会社、新東海製紙株式会社、島田市、静岡県大井川広域水道企業団、牧之原畑地総合整備土地改良区、東遠工業用水道企業団

○中央新幹線建設事業における環境保全措置のモニタリングに関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 中央新幹線建設事業の実施中及び実施後において、事業者が実施する大井川の水資源確保及び南アルプスの環境保全のための措置について、自然環境保全協定及び着手前事後調査報告書に基づき適切に実施されていることを確認するとともに、事業者に対する適切な指導等を行うため、本要領を定める。

2 中央新幹線建設事業に係る事後調査等に関する事務については、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）、環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）、環境影響評価法施行規則（平成10年総理府令第37号）、静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号。以下「条例」という。）及び静岡県環境影響評価条例施行規則（平成11年静岡県規則第51号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この要領に定めるところにより処理する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中央新幹線建設事業 全国新幹線鉄道整備法第9条の規定に基づき認可された工事実施計画（変更認可後の計画を含む）に基づき東海旅客鉄道株式会社が静岡県内において実施する中央新幹線建設工事及びこれに附帯する事業
- (2) 事業者 中央新幹線の建設主体かつ営業主である東海旅客鉄道株式会社
- (3) 自然環境保全協定 中央新幹線建設事業の実施前に、静岡県自然環境保全条例（昭和48年条例第9号）第24条第1項の規定に基づき、県と事業者の間で締結した自然環境保全協定
- (4) 着手前事後調査報告書 中央新幹線建設事業の実施前に、条例第45条第2項の規定に基づき、県が事業者から送付を受けた法対象事業事後調査報告書であって、同条第1項の規定に基づき検討を加えられた後の法対象事業事後調査計画書を兼ねるもの
- (5) 着手後事後調査報告書 中央新幹線建設事業の実施中及び実施後に、条例第45条第2項の規定に基づき、事業者が事後調査等の実施状況、実施結果又は当該実施結果を踏まえた対策の実施方針を記載して知事に送付する法対象事業事後調査報告書
- (6) 事後調査等 事業者が自然環境保全協定及び事後調査報告書に基づいて実施する事後調査、モニタリング及び環境保全措置
- (7) 審査会 条例第46条に規定する静岡県環境影響評価審査会
- (8) 地域関係者 別表に掲げる者
- (9) 国 法第22条第1項第1号で定める者である国土交通省鉄道局
- (10) 静岡市 法第15条に規定する関係地域である静岡市

(事業者に対する着手後事後調査報告書の提出要求等)

第3条 県は、中央新幹線建設事業の実施中及び実施後において、定期的に事業者に対し、着手後事後調査報告書の送付を求めることとする。

2 県は、事業者から着手後事後調査報告書の送付を受けたときは、自然環境保全協定及び着手前事後調査報告書に照らして、事業者による事後調査等の実施状況、実施結果又は当該実施結果を踏まえた対策の実施方針が適切なものであるかを確認するため、審査会に意見を聴取することとする。

(異常事象等発生時の対応)

第4条 県は、中央新幹線建設事業の実施中及び実施後において、中央新幹線建設事業により異常事象や損害が発生したおそれ（以下「損害等に係るおそれ」という。）があるとして、地域関係者その他の利害者及び環境の保全に係る者（以下「地域関係者等」という。）から連絡若しくは相談があった場合又は県が損害等に係るおそれを確認した場合には、これを審査会及び事業者に速やかに伝え、必要に応じて事業者に対し、事実関係の調査及び対策の実施その他必要な措置を求めた上で、期間を指定して、当該調査の結果及び対策等の実施方針を県に報告するよう求めることとする。

2 県は、損害等に係るおそれがあるとして事業者から連絡又は相談があった場合には、事業者に対し、事実関係の調査及び対策の実施その他必要な措置を求めた上で、期間を指定して、当該調査の結果及び対策等の実施方針を県に報告するよう求めることとする。

3 県は、第1項又は前項の報告を受けた場合、事業者の調査結果及び対策等の実施方針が適切なものであるかを確認するため、審査会に意見を聴取することとする。

4 前3項の規定は、中央新幹線建設事業の実施中に事故が発生した場合について準用する。この場合において、第1項中「実施中及び実施後」とあるのは「実施中」と、「中央新幹線建設事業により異常事象や損害が発生したおそれ」とあるのは「中央新幹線建設事業における事故による自然環境の保全等への影響のおそれ」と、「損害等に係るおそれ」とあるのは「工事中の事故による影響のおそれ」と、第2項中「損害等に係るおそれ」とあるのは「工事中の事故による影響のおそれ」と読み替えるものとする。

(審査会への意見聴取の結果の事業者への通知等)

第5条 県は、第3条第2項又は前条第3項の意見聴取の結果について、事業者に通知するとともに国に連絡することとする。

(国への要請等)

第6条 県は、審査会への意見聴取の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、国に対し助言を求め、又は相談することとする。

2 県は、事業者による対策の実施方針について、より適切な対策の実施が必要である等の意見が審査会から出された場合には、条例第45条第5項の規定に基づき、国に対し、事業者に対する適切な対策の実施についての必要な指導を行うよう要請する。

3 前項の要請を行う場合、県は、条例第 45 条第 6 項の規定に基づき、期間を指定して、静岡市に対し意見を求めることとする。

(地域関係者への連絡)

第 7 条 県は、事業者から着手後事後調査報告書の送付を受けたときは、これを地域関係者に送付し、第 3 条第 2 項の意見聴取を行ったときは、当該意見聴取の結果を地域関係者に連絡することとする。

2 県は、第 4 条第 2 項の損害等に係るおそれの内容及び同条第 3 項の意見聴取の結果を地域関係者に連絡することとする。

3 県は、前条第 1 項又は第 2 項に基づき、国への要請等を行ったときは、その旨を地域関係者に連絡する。また、国への要請等に基づき得られた助言若しくは相談の結果又は国が実施した指導の内容についても地域関係者に連絡する。

(雑則)

第 8 条

本要領に関する庶務は、くらし・環境部環境局生活環境課で処理する。

附 則

第 1 条

この要領は、令和 8 年 7 月 18 日から施行する。

別表

区分	名称
地方自治体	静岡市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町
利水者	中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー静岡水力センター、大井川土地改良区、神座土地改良区、金谷土地改良区、大井川右岸土地改良区、特種東海製紙株式会社、新東海製紙株式会社、島田市、静岡県大井川広域水道企業団、牧之原畑地総合整備土地改良区、東遠工業用水道企業団